

## 芦屋市指定文化財候補 双龍環頭大刀柄頭について

### 1 はじめに

今年度、芦屋市指定文化財の候補の対象としている本資料は、双龍環頭大刀の柄頭である。出土資料として稀少価値の高いものであり、保存処理も完了したので、平成 28 年度の指定対象に掲げたい。以下に説明を加える。

### 2 本資料の出土古墳について

本資料は、古墳時代後期の群集墳である八十塚古墳群岩ヶ平支群第 61 号墳から出土したもので、出土情報の基礎となる発掘調査報告書は既に刊行済である（芦屋市教育委員会 2014 『八十塚古墳群第 145 地点発掘調査報告書—八十塚古墳群岩ヶ平支群第 60・61 号墳の調査—』）。出土年度は平成 24 年度、資料整理・報告書刊行年度は平成 25 年度である。その後、平成 26 年度に保存処理と理化学的分析・調査を行った。

出土古墳は、芦屋市六麓荘町 152・1・151・2 に所在する。調査前の地目は山林である。周知遺跡としては、八十塚古墳群と徳川大坂城東六甲採石場岩ヶ平刻印群の範囲に属し、分布調査によりその存在が明らかになったものである。当該地に鉄筋コンクリート造地上 2 階建・木造平屋建専用住宅新築工事の計画に応じて、事前記録保存調査を実施したものである。

本墳は標高 115m の丘陵斜面地に立地する。調査地内の 3 基の横穴式石室墳中の最も北寄りの 1 墳で、無袖形石室を内蔵する。

墳形は南北方向に長い楕円墳で、東西 8m、南北 12m ほどの規模である。南東方向に緩傾斜する斜面地に築造されている。背面は浅く山寄せ的な事業が施されている。墳丘内には人為的に構築された列石が存在しており、部分的に二重である。とくに東側の墳丘前面では、列石が二重になっている。無袖形の横穴式石室は、主軸を N13° E に採って、南方に開口する。石室は側壁で 4 段までの残存が確認できる。石室の規模は残存長 3.28m、幅 1.06m、残存高 0.92m を測る大きさである。床面には敷石が施されていた。石室内からは須恵器・鉄器が出土している。鉄器は鉄釘・鉄鏃・鉄刀・両頭金具があり、鉄刀は双龍環頭大刀柄頭を伴うものと考えられる。

### 3 双龍環頭大刀の出土状態

双龍環頭大刀は分散して出土している。大きく損なわれて出土した刀身は、石室奥壁左側壁寄りに近い所から出土しており、その周辺での鉄片や銅製品の極小片の散乱状態から、壁体に立てかけての副葬と推定している。一方、柄頭は、開口部付近で出土している。型的に古い平瓶に並ぶように近接して床面付近から検出されたもので、本資料に加わった変形は、強い外圧によるものである。

#### 4 双龍環頭大刀柄頭の実態

発掘調査現場では、遺物の特定には至らず、また保存状態も脆弱で青錆も著しかったため、発砲ウレタンで取り巻き強化を図り、約 2 時間の室内作業によって付着土塊を取り除き、錆を最小限落として原形の確認に努めた。

本資料には、著しい変形以外に茎の先端部分を欠損しており、その部分は激しい劣化のため、取り上げを断念した。

柄頭は通常、横に長い環体を有し、突出する茎を付けるが、本資料は両側方から強く加えられた外圧により歪な縦方向の環体に変化しており、これまでの全国出土例と比べても異質な形態となっている。加えて土圧や水分などの経年劣化も被っており、遺存状態が良好とは言い難いが、保存処理前の状態の観察結果を列挙すれば、以下の通りである。

- 資料は、横 8.2cm、縦 15.1cm を計測する大きさである。
- 現重量は、350g である。
- 茎部分は、現存の長さ 4.1cm、幅 2.2cm、厚さ 1.0cm を計測し、先端の一部を欠く。目釘孔を 1 孔持ち、その径は 0.55cm である。目釘孔には錆痕跡や著しい使用痕は認められない。
- 地金は銅であり、それに鍍金を施したものである。金銅装と理解できるものである。
- 淡い青緑の青銅錆が進行し、やや粉っぽくなっている部分も認められるが、乾燥部分を中心に金色の箔が断片的にみられた。すなわち、柄頭と刀身が予め外されていたこと、目立つ変形が一体の下行われた形跡が少ないこと、などが微証として知られる。
- 外環は重量感がみられ、内部は中実である。外環最上部には外圧変形に伴う刀身軸方向の亀裂がみられる。
- 外環は断面略隅丸方形で、横 8.2cm、縦 11.0cm を測る。
- 外環外周部の展開長は、33cm 以上となる。
- 環体断面形は隅丸方形を呈し、辺 0.9~1.1cm 程度を測る。より具体的には、環体の内面は直線的であり、外面は中央に膨らみをみせる。報告書では肉厚の蒲鋒形と表現している。
- 環内にある双龍文飾りは環体と接合される別作りで、その接合部位の溝切りは、幅 1.3cm、長さ 0.3cm を計測する。差し込みの正確な状況は把握しがたいが、脱却するような弱い状態ではない。
- 環体面には、躍動する龍の肢体が刻み込まれているが、現状ではなお土砂の細粒詰まりがみられ、判然としない。
- 別作りの環内飾りは、龍が 2 匹向かい合い（双龍）、中央の玉を争奪する様式（争玉構図・モチーフ）であるが、大きな変形に伴い欠損を受けている。玉や龍口は既に無く、一匹の龍は背毛 3 本のうち 2 本が倒れるように強く折れ込んでいる。その一本は先端を既に失っている。
- 欠如遊離した部位については、石室内発掘資料中で追認、検証することはできなかった。

頭を含む二匹の龍体上半部は、厚さ 0.45cm と比較的薄く、環体に加えられた衝撃を受けて変形しやすかったとみなされる。

- 龍の冠毛は 1 本確認できる。
- 頭部には、直径 0.3cm 前後の貫通口（円形）が認められ、目をデフォルメしたものとみられる。周りに小形の鑿を用いた列点状の円文が魚々子状に施される。
- 頸部には、頸の毛が刻まれている。本数は 3 本までである。
- 頸毛間には、櫛歯による列点表現が加わる。
- 環体の中央部に存在する蕨手状にカールするものは、龍の上肢・下肢を表現したものである。それぞれ櫛歯による列点を確認できる。
- 龍の体部には鑿を用いた小円で表現した文様があり、鱗と見做して差支えないだろう。
- 双龍環頭大刀の時期は、古墳時代後期（6 世紀）のものであるが、古墳が築造された時期は飛鳥時代（7 世紀）である。

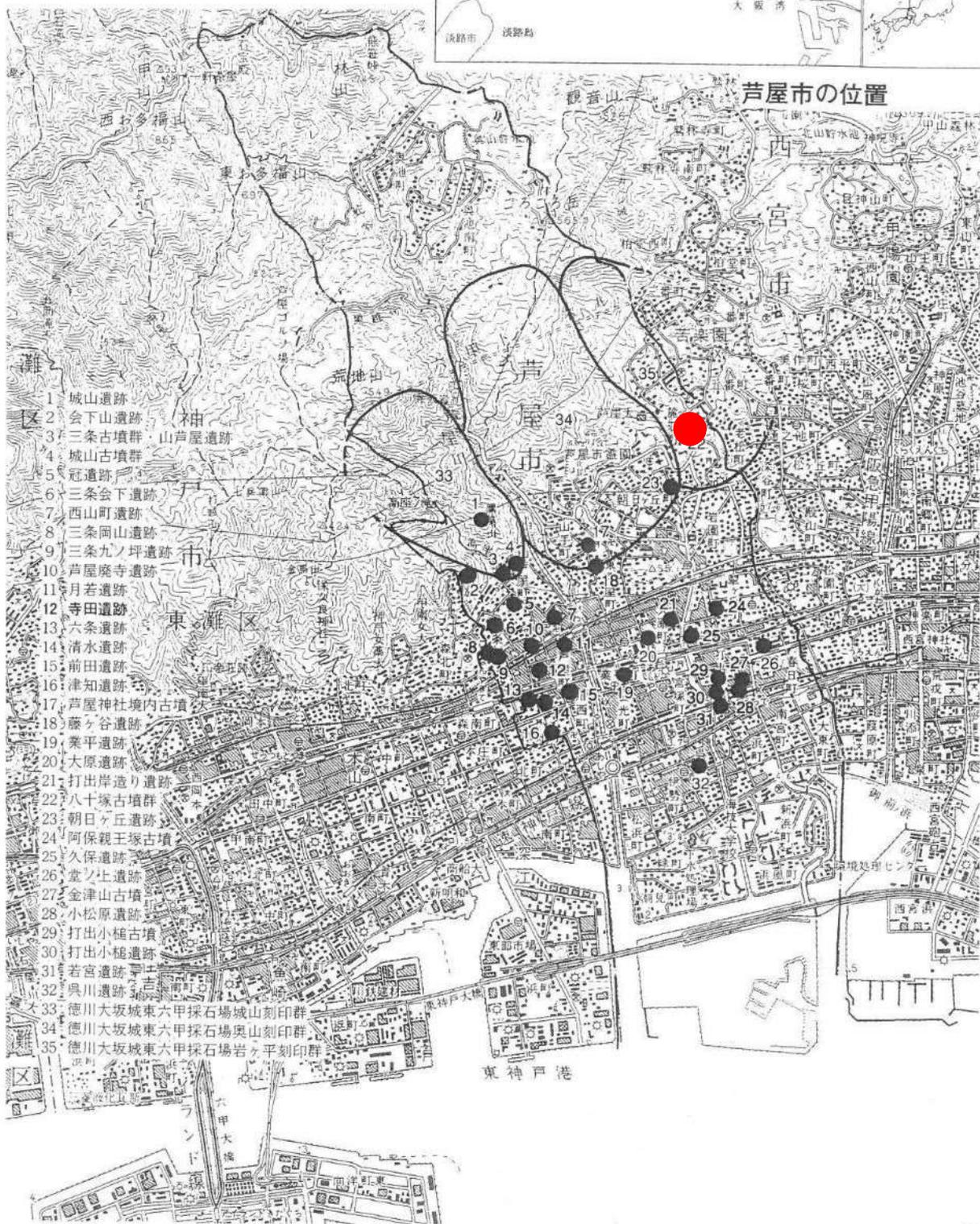
以上

## 5 指定にあたっての課題

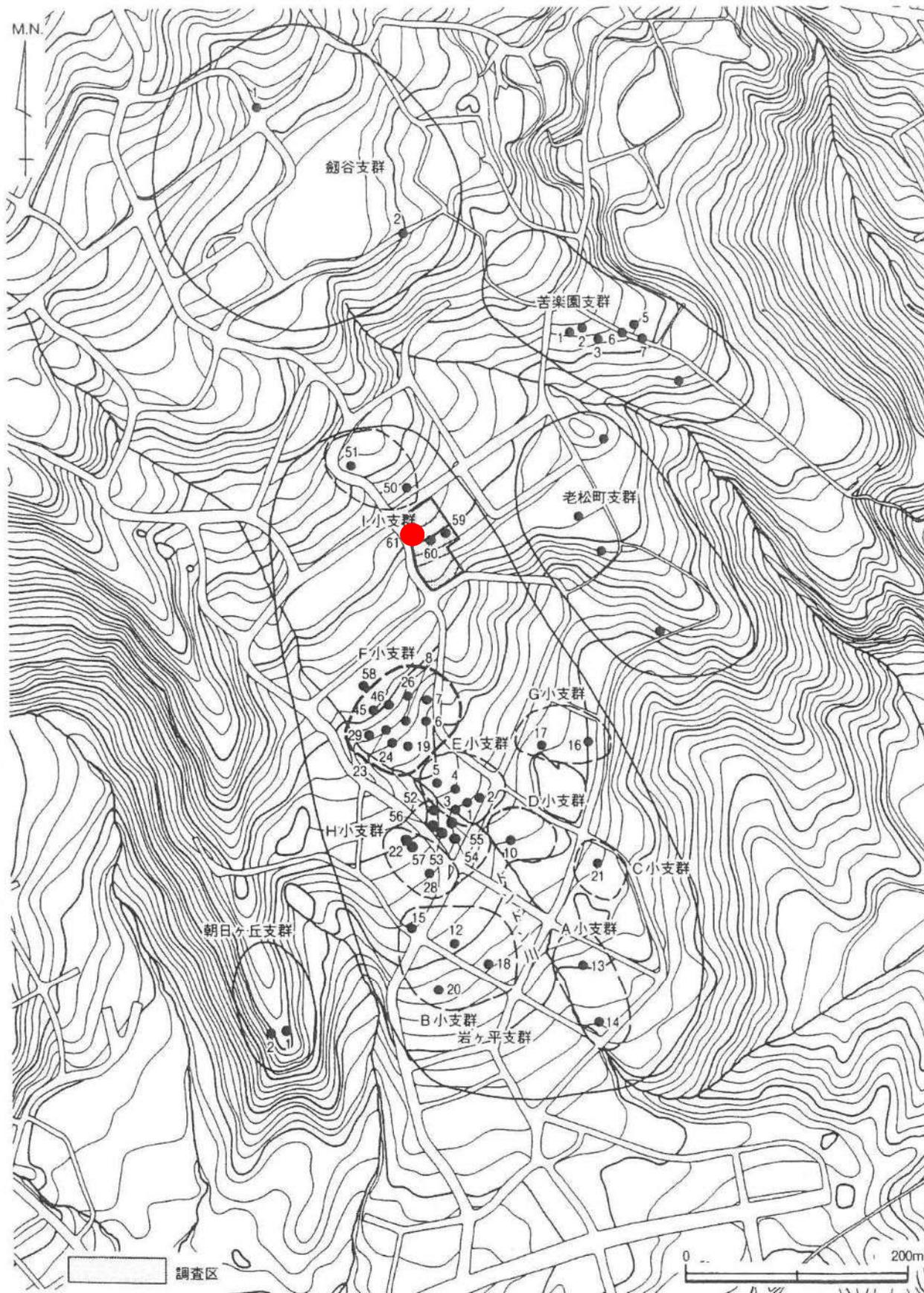
以下、本文化財資料の指定にあたっての課題を列記する。

- (1) 出土点数が僅少な貴重資料であり、兵庫県下では屈指のものであるため、比較すべき現物が阪神間にもない。
- (2) 変形を被った年代や理由をどこまで言えるか、各地の状況を調べる必要がある。
- (3) 出土古墳の初葬時副葬品と断言できない点、被葬者と本資料との関係性の説得力のある説明が不可欠である。
- (4) 双龍環頭大刀の製作年代（6 世紀）と古墳築造年代（7 世紀）の時期のひらきについて、類例を調べて説明可能なものにする。
- (5) 単品指定に関する問題。

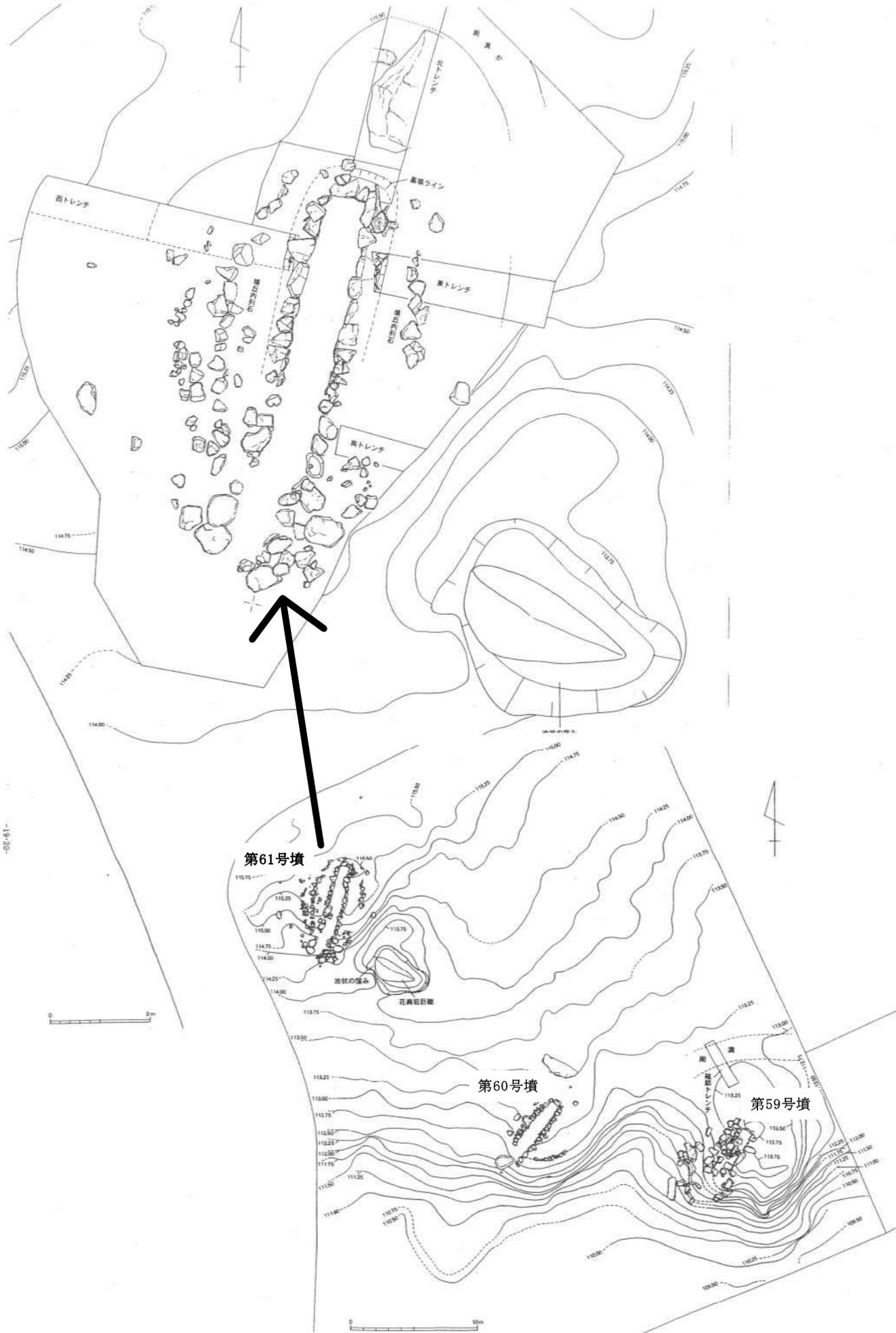
いずれも詳しい調査を行って、本資料の価値をより一層高める必要がある。



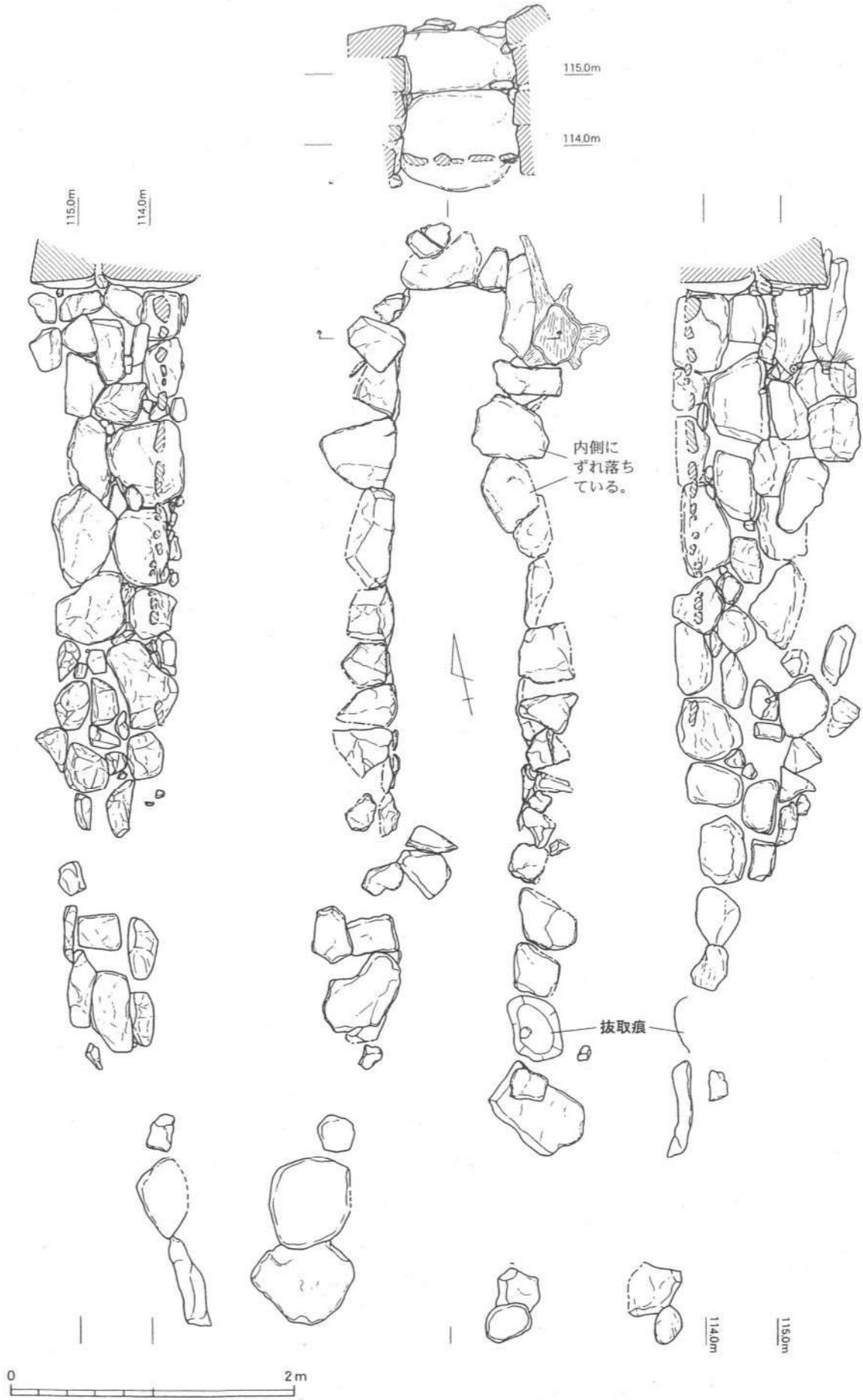
八十塚古墳群の位置



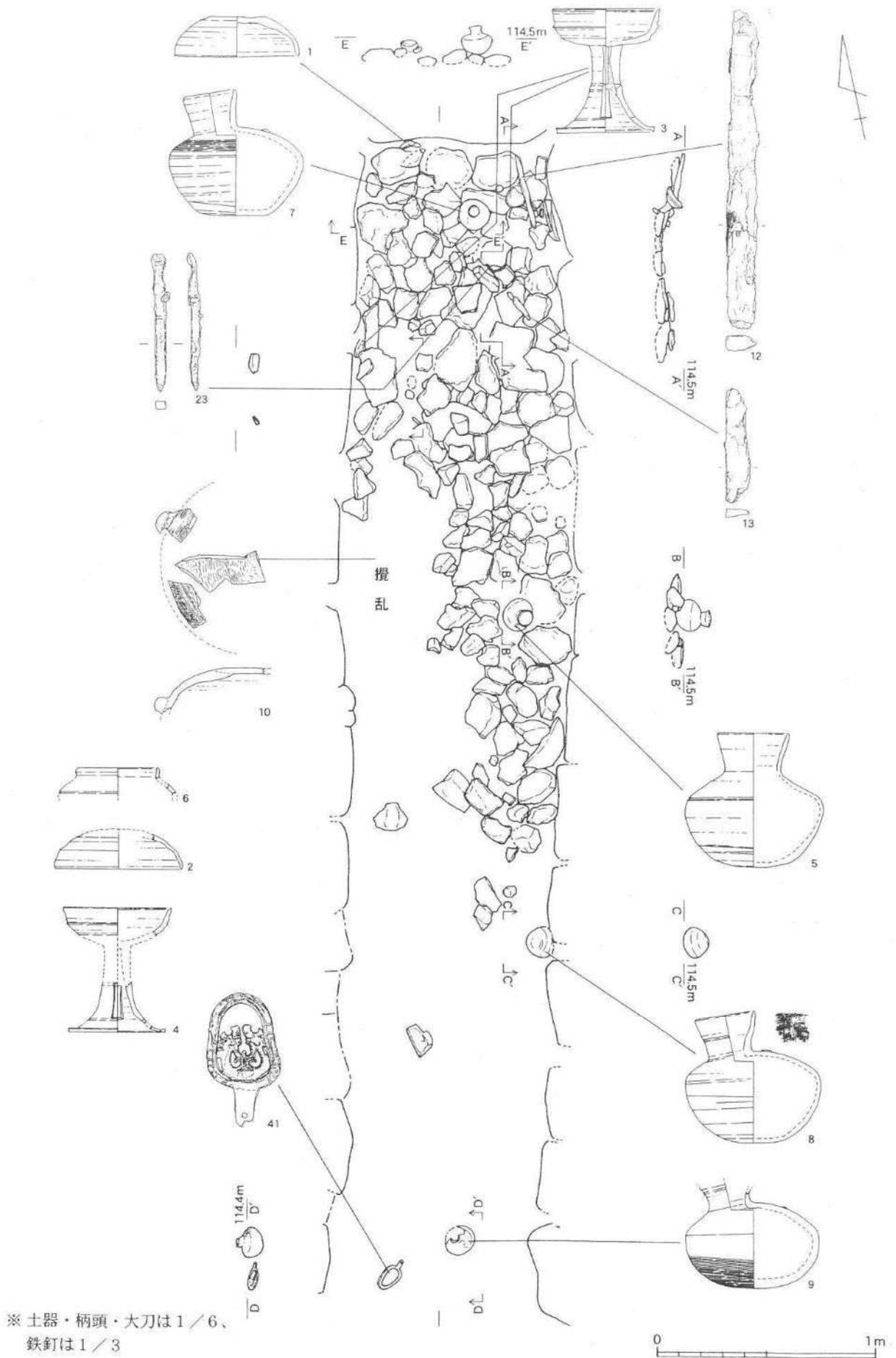
八十塚古墳群岩ヶ平支群第61号墳の位置



第61号墳地形図及び平面図



石室実測図



石室内遺物出土状況図